

# アメリカの核戦略と北東アジアの安全保障

安 齋 育 郎

## 1 朝鮮半島非核化への合意形成に逆行するブッシュ政権

朝鮮民主主義人民共和国（以下、侮蔑的な意味においてではなく「北朝鮮」と略記）は、核兵器開発の能力と意志を国際社会、とりわけアメリカ合衆国（以下「アメリカ」と略記）に示すことによって、自らに有利な条件を引き出すという外交手法を用いてきた。一種の「存在論的抑止力」の行使である。核兵器開発の技術的能力および核兵器開発の政治的意志を示すことによって一種の脅威を作り出し、それと引き換えに有利な政治的・経済的条件を引き出す外交手法である。

初めに、今日の朝鮮半島の非核化をめぐる状況を1990年代以降の事実経過を踏まえて再確認しておこう。なぜ問題がこれ程までに複雑化し、解決策を見出すことが困難になったのか、その経過について共通の認識をもつことは、この問題を議論する出発点として、最低限必要なことと考えるからである。

1991年、大韓民国（以下、「韓国」と略記）と北朝鮮が同時に国連に加盟し、その年の12月には南北間で「朝鮮半島非核化共同宣言」が調印された。

翌1992年11月、かねてアメリカが提起していた平安北道の寧辺地区の原子力施設における核兵器開発疑惑に関連して、国際原子力機関（IAEA）による査察が行われたが、プルトニウムの保存量をめぐって見解が対立し、IAEA側の特別査察の要求に対して北朝鮮が「主権侵害」と反発、核不拡散条約（NPT）から脱退する意向を表明するに至った。IAEAは事態を重く見て国連安全保障理事会に付託したが、安保理は北朝鮮を非難する決議を採択し、IAEAも北朝鮮に制裁を加えることを決議した。

こうした事態の推移の中で、北朝鮮はIAEAからの脱退の意向を表明したが、カーター元アメリカ合衆国大統領が北朝鮮を訪れてキム・イルソン主席と会談し、核問題についての合意形成がなされたのを受けて、北朝鮮、韓国、アメリカの間での交渉が開始された。

今日、こうした経過の裏で非常に切迫した事態が起

こっていたと言われている。この頃、アメリカ合衆国のクリントン政権は、北朝鮮占領を目的とした陸海空軍による全面侵攻計画を検討し、実施寸前のシミュレーションの結果、「朝鮮における戦争が全面戦争となった場合、死者100万人、アメリカ側の犠牲者8～10万人、経済損失1兆ドル以上」との予測が出て、クリントン政権は「軍事的対決」から「対話路線」に転換したというのである。後に北朝鮮を訪れた当時の国防長官ペリー氏は、「最後の決定まで後1時間と迫ったとき、ピョンヤンのカーター元大統領からホワイトハウスに電話が入り、1時間差で歴史が変わった」と言ったと伝えられ、事態はかなり切迫していたということは事実と考えられている。

翌1993年、米朝会談が6月にニューヨークで、7月にジュネーブで行なわれ、10月21日、ジュネーブでの会談で「米朝基本合意」が妥結するに至った。その内容は、以下の通りである。すなわち、①アメリカは韓国・北朝鮮の自主権を尊重し、核兵器を含む軍事的威嚇を行わず、内政に干渉せず、平和的統一を支持すること、②アメリカは、2003年までに200万kwの軽水型原発を建設してこれを提供することとし、それまで、北朝鮮が核施設を凍結する見返りとして、毎年50万トンの重油を提供すること、③北朝鮮は800本の使用済み核燃料を凍結し、IAEAの監視の下に置くこと、④北朝鮮は核不拡散条約体制内にとどまり、軽水炉完成時には核施設を解体すること、⑤アメリカと北朝鮮双方は政治・経済関係を正常化し、アメリカは3カ月以内に経済制限を解除すること、⑥アメリカと北朝鮮双方は連絡事務所を設置し、両国関係を大使級に昇格させること、等である。

その後、クリントン大統領はキム・ジョンイル総書記に書簡を送り、「軽水炉建設と重油提供が北朝鮮側の責任によらずに遅れた場合には、大統領職権で保障する」ことを約束した。いわゆる「保証書簡」と呼ばれるものである。こうした合意に基づき、1995年には「朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）」が発足し、新浦への軽水炉建設が始まった。

その後、アメリカにおいては、共和党の「対北朝鮮強行派」と民主党の「穏健派」の対立が強まり、北朝鮮のキム・ジョンイル体制の「崩壊論」や「軟着陸論」等が論じられた<sup>(1)</sup>。

1999年9月、クリントン大統領の委任による「ペリー報告書」が発表されたが、同報告書は「北朝鮮は崩壊しない」ことを前提として、脅威削減に向けて包括的・総合的に対応する方向を示唆した。翌2000年に発表された米朝共同コミュニケでは、「双方は敵対意識をもっていないことを宣言し、過去の敵対関係から抜け出した新しい関係を築く」ことを宣言するとともに、北朝鮮側はミサイル発射を留保し、テロに反対する立場を表明した。そして、その後に予定されていたクリントン大統領の北朝鮮訪問によってミサイル問題を最終的に解決する予定が組まれた。

ところが、2001年1月に就任したジョージ・W・ブッシュ大統領は、対北朝鮮政策を抜本的に変更した。6月、①米朝基本合意の履行の改善、②ミサイルの検証可能な規制と輸出禁止、③通常兵器の脅威の削減、の3項目だけを対話の対象とするとの意思を表明し、韓国駐留米軍の装備はそのままにして、北朝鮮側の通常兵器の削減やミサイルの輸出禁止を要求した。さらに、2002年の「一般教書」では、北朝鮮をイラクやイランとともに「悪の枢軸」と規定し、3月のNPR（核態勢見直し）では、北朝鮮を、核兵器による先制攻撃をも選択肢とする攻撃対象にするという敵対的な姿勢を鮮明にした。

同年10月に訪朝したケリー国務次官補は、「北朝鮮側が高濃縮ウランによる核兵器開発を認めた」と発表するに至ったが、北朝鮮はこれを全面的に否定し、「ケリー氏が『高濃縮ウランの生産を中止しない限り朝米会談はあり得ないし、日朝関係や南北関係も破局を迎える』と通告してきたので、自主権と生存権を守るために核兵器保有の権利があると反論したのだ」と主張した。こうして米朝関係は悪化の一途をたどり、アメリカ側は2002年12月に重油の提供を中断、翌2003年1月には、KEDOの軽水炉建設の中断を決定した。北朝鮮側はアメリカのこうした動きに反発し、2002年12月には核施設の凍結を解除、2003年1月には、NPTおよびIAEAからの脱退を通告し、アメリカに不可侵条約の締結を求めた。

その後、中国の斡旋による米朝会談の開催をきっかけに、中国、韓国、日本、ロシアの4カ国を加えたいわゆる「6カ国間協議」の機運が進展し、2003年8月、北京で6者会談が開かれるに至った。議長を務めた王

毅中国外務次官は「議長総括」の形で6項目の「共通認識」を発表したが、それらは、①朝鮮半島の核問題を平和的に解決すること、②朝鮮半島は非核化されるべきであり、同時に北朝鮮が懸念する安全保障問題の解決を考慮すべきこと、等を含んでいた。その後、アメリカは、北朝鮮に「安全の保証」を与える方法を検討していると伝えられ、2004年2月に開催される予定の第2回6者会談での進展が期待されている。

朝鮮半島の非核化を実現するためには、米朝間の敵対的な関係を早期に解消して国家関係を正常化するとともに、日朝関係も改善されなければならない。その基本は、「ピョンヤン宣言」において、「不幸な過去を清算して懸案事項を解決し、実りある政治・経済・文化関係を樹立することが双方の利益であり、地域の平和と安定に寄与する」という共通認識を示したことを基礎に、宣言の内容を双方が誠実に履行することを通じて安全保障環境の隘路を大胆に切り拓くことが不可欠であると考えられる。

## 2 ブッシュ政権の核戦略と「大量兵器拡散対抗戦略」

次に、ブッシュ政権の核戦略と「大量兵器拡散対抗戦略」について簡単に述べておきたい。

ブッシュ政権が発表した「大量破壊兵器とたたかう国家戦略」（2002年12月）の序文には、「敵対する国々とテロリストの手中にある大量破壊兵器—核兵器、生物兵器、化学兵器—は、米国が直面している安全保障上の最大の挑戦である」と述べられている。アメリカの政策では、いくつかの国々やグループの手中にある核兵器は「悪い核兵器」であるが、アメリカの核兵器は「良い核兵器」であり、世界の安全のために保有し続けなければならないとされているが、そこでは、核不拡散条約の調印国としてアメリカ自身も核兵器廃絶の義務を負っていることは無視されている。

アメリカ国防総省は、2002年1月、議会にNPR（核態勢見直し）を提出し、核兵器の先制使用戦略をとるに至ったが、その後、新型核兵器開発や超小型核兵器（ミニ・ニューク）開発への議会の規制解除や、対イラク核兵器使用計画の検討、核兵器開発関連予算の増大等の動きが見られた。

一方、「大量破壊兵器拡散対抗戦略」は、いわゆる「ならず者国家（rogue state）」等の大量破壊兵器の拡散の危険性に対しては、国際条約や外交的手段だけでなく、必要な場合には軍力によって対抗するという戦略であるが、ブッシュ政権下では「軍事戦略の柱」と位置づけられている。ブッシュ政権は、2002年9月、

「国家安全保障戦略」において、「(大量破壊兵器の危険が) 全面的に形成される前に、発生しつつある脅威に対抗して行動する」ことを強調した。同年12月の「大量破壊兵器とたたかう国家戦略」においては、「アメリカは、アメリカ自身や在外米軍、友好諸国や同盟諸国への大量破壊兵器の使用に対しては、われわれの選択肢のすべての活用を含む圧倒的な軍事力によって対抗する権利を保持すること」が明確に位置づけられた。北朝鮮を含む「ならず者国家」への核兵器等の大量破壊兵器の拡散に対しては、それが疑惑の段階であっても、核兵器使用を選択肢として含む軍事的手段によって対抗するというものであり、その最初の本格的な適用例がイラクに外ならない。実は、既にクリントン時代にも、1994年の北朝鮮の核施設と疑われる施設への攻撃計画、1998年のスーダンの化学兵器製造工場 (実際にはアル・シーファ医薬品工場だった) への攻撃等、拡散対抗戦略は発動されていたと言えなくもなかったが、本格的戦争の様相を呈した適用例はイラク戦争が最初の事例であった。

このイラクに対するアメリカの先制攻撃は北朝鮮に危機感をもたらし、「核抑止力の必要性」という認識に傾かせる原因ともなったと考えられる。

北東アジアの安定を構築するためには、アメリカのこうした敵対的核脅迫政策を改めることが不可欠であると思われる。

### 3 北東アジアの安全保障の一環としての「北東アジア非核地帯化構想」

では、北東アジアの安全保障を確保し、「北東アジア非核地帯化構想」を実現するには、どうすべきか。

筆者は、朝鮮半島を含む北東アジアの非核化を実現するためには、いくつかの段階を経なければならないと考えている。

まず第1に、アメリカが「拡散対抗戦略」に基づいて、先制核攻撃も辞さないとする対北朝鮮脅迫政策を改め、それを契機に北朝鮮が核兵器開発計画を放棄してNPT体制に復帰し、非核兵器国となるための安全保障環境を整えることである。そして、韓国も、非核兵器国宣言を行なうとともに、韓国・北朝鮮両国が1991年12月の「朝鮮半島非核化共同宣言」を再確認する政治決定を行なうことが第1段階として必要であろう。

第2には、日本が改めて「非核3原則」の厳格な遵守を誓約し、非核兵器国宣言を行なうことである。日本の国会で非核兵器国であることを宣言するだけでなく、1997年にモンゴルが行なったように、非核兵器国

としての地位を国連決議で認知することが好ましい。なぜなら、国際社会による認知は、非核兵器国としての宣言の信頼性を増大させることに貢献すると思われるからである。

第3には、北東アジアの安全保障に重大な関係をもつ3つの核保有国、つまり、アメリカ・中国・ロシアが、非核兵器国であることを宣言した韓国・北朝鮮・日本そしてモンゴルの4カ国に対して核攻撃を行わないこと (いわゆる「消極的安全保障」措置) を宣言することである。

これらの段階的措置を踏まえて7カ国間で「北東アジア非核地帯条約」の締結を実現し、国際社会の認知を求めるとともに、核保有3カ国が、核不拡散条約第6条の核兵器廃絶義務を誠実に追求し、可能な限り早い将来において、北東アジアを単に「核兵器を使用しない」地域としてのみならず、「核兵器の存在そのものがない」地域に変えていくことが重要である。

### 4 日本がとるべき行動と日本政府の政策の実態

ところで、日本は「非核3原則」を「国是」としている。しかし、それは「国会決議」ではあっても「法制化」されていないため、その第3原則である「持ち込ませず」という原則が何度となく破られてきたことが指摘されているにもかかわらず、関係者が処罰の対象とされることもなく、そうした事態が放置されてきたという不透明な事情があることが度々指摘されている。この点が「北東アジア非核地帯条約」において問題となるのではないかという懸念について、金子熊夫氏は、ラロトンガ条約(南太平洋非核化条約、1985年)、バンコク条約(東南アジア非核化条約、1995年)の方式にならない、「外国軍艦の領海通行は当該沿岸国の判断による」とする解釈を踏襲すればよいと主張しているが、「非核地帯条約」としての実質を損なわないためにも、単に「解釈上の問題」として処理して不透明性を残すのではなく、基本的には、非核3原則の厳格な遵守を追求すること、その意味において、アメリカの「NCND政策(核兵器の存在を“肯定も否定もしない”政策)」の変更を、ひいては、核兵器の先制使用も辞さないとするアメリカの核戦略の変更を働きかけることを積極的に進めるべきである。そして、その延長線上では、日本の安全保障の一端をアメリカの核兵器に依存する「拡大抑止政策」そのものの再検討を行なうべきであるし、日米安全保障条約を軸とする日米核安保体制そのものの是非を見直す必要があると考える。

核兵器実戦使用の唯一の被災国である日本の政府は、「世界の平和と安全は核兵器を含む軍事力によって保たれている」という核抑止論の立場に立っている上、「広島・長崎への原爆投下を含めて、核兵器の使用が国際法違反とは言い切れない」という見解をもち、しかも、「自衛のための最小限度を越えない限り、核兵器の保有や使用は意見とは言えない」という憲法解釈を行ない、「非核3原則は周知であり、法制化の必要はない」との見解をとっている。北東アジアの非核地帯化構想を進めるためには、これらの政策を根底から見直して核抑止政策を放棄し、核兵器実戦使用の被災国として、核兵器の廃絶に向けた国際的イニシアティブを発揮することが不可欠であると考えられる。

2005年は、広島・長崎への原爆投下から60年目であるとともに、NPT再検討会議の年でもある。それは同時に、「ラッセル＝アインシュタイン宣言」から50年目の年でもある。「ラッセル＝アインシュタイン宣言」は、1954年に行なわれたアメリカによるビキニ水爆実験の予想を越えた影響を前にして、「あれこれの国民や大陸や信条の一員としてではなく、その存続が疑問視されているヒトという種の一員として」核文明をとらえ直す視点を提起した。この指摘の人類史的な重要性を再認識し、「核兵器の拡散の危険性を核兵器によって抑え込む」といった屈折した思想から脱却し、核兵器廃絶そのものを国際政治のアジェンダとして蘇らせることが重要である。

## 5 日本の安全保障に関する提言

最後に、筆者が考える日本の国家安全保障政策の骨子を示しておきたい。

### (1) 平和・共生外交基本法

有事法制体系によって戦時に備えるという思想ではなく、「平和・共生外交基本法」によってすべての国々との対等・平等・互恵・不可侵の平和的国家関係を樹立し、非同盟・中立の外交政策を旺盛に展開する。

### (2) 非核・平和を基調とする安全保障政策の構築

非核・平和を基調とする安全保障政策を構築する。非核3原則を法制化し、憲法に定められた不戦原則ともども（モンゴルが非核兵器国としての地位を国連決議で認知したように）国連総会での認知を求める。武器輸出3原則、原子力平和利用3原則などの平和的諸原則を再確認・強化する。国連においても積極的に核兵器使用禁止条約、核実験全面禁止条約、核兵器全面禁止・廃絶条約等の締結に向けて牽引車としての役割を果たす。

### (3) 自衛隊の再編成

現在の自衛隊を国境警備隊（専守防衛）と災害救助隊（非軍事）に再編成する。国境警備隊は海上保安庁機能と合わせて編成し、不審船、漂流難民、海上安全等を担当する。災害救助隊は国土交通省機能と合わせて編成し、地震・台風・集中豪雨・火山噴火等に伴う自然災害や、ビル火災・ガス爆発・航空機事故等の社会的災害に対処するための装備、訓練、研究開発、啓蒙活動等を推進する。

### (4) 国立国際貢献研究所の創設

国際貢献は非軍事分野に徹する。国立国際貢献研究所を創設して世界の各地域・各国の政治・経済・文化状況を総合的に研究し、その成果に基づいて援助の形態や規模を政府に勧告する。研究所には、国公立大学・研究所からの出向を認めるとともに、共同研究を推進する。

### (5) 国立国際貢献大学の創設

国立国際貢献大学を創設し、世界の各地域・各国の政治・経済・文化状況の素養を豊かにもった分野別専門家（医療・教育・農業・建設・情報・製造・運輸・サービス等の各分野）を養成する。一定の基準をクリアした学生および卒業生は、国際貢献人材プールに登録する。また、大学に在籍する条件をもたない各分野の専門家を、国際貢献に役立ち得る人材として養成するため、同大学主催の国際協力人材養成講座を開設し、一定の基準を満たした人材は国際貢献人材プールに登録する。

### (6) 国際貢献委員会の創設

国会に国際貢献委員会を創設し、ODAを含めて、世界のどの地域や国でどのような援助を必要としているかを国立国際地域研究所の勧告に基づいて審議・決定する。国会は同委員会の提案に基づいて国際援助計画を審議・決定し、国立国際貢献大学の人材プールを含めて必要な人材を募集・派遣する。国際貢献事業に従事する人々の生活および安全保障に関する法を整備する。

### (7) 国連研究機関の誘致

軍縮、紛争解決、人道援助、平和教育等の分野の国連研究機関を日本に誘致し、東京・京都・広島・長崎等に開設して、その成果を国連事務総長に提出する。

### (8) 平和教育の展開

初等・中等・高等教育における平和教育を充実させ、大学に平和教育・研究のための講座、学科、学部の創設を奨励する。育てられた人材は、国際貢献人材プールへの登録を勧める。日本が過去に戦争当事国で

あった各国との平和的な関係を進めるため、研究者や教育者による共通の歴史認識形成のための自主的な国際共同活動を奨励・支援する。

(9) 国際交流事業の推進

世界各国の人々との相互理解を進めるため、あらゆるレベルでの国際交流事業を推進する。初等・中等・高等教育における日本理解教育、国際理解教育、言語教育を進める。日本理解教育の中には(8)の共通の歴史認識形成のための専門家の努力を反映した公正な歴史教育や日本文化教育が含まれる。

これらの国家安全保障政策の骨子は、現時点では「単に理念型に留まる」との謗りを受けるかもしれないが、あるべき安全保障のあり方を積極的に提起し、主権者としての国民の選択に委ねることは極めて重要かつ有意義なことであると考え。単に、日本国憲法の平和原則の擁護に留まらず、そうした原則に基づく国家安全保障政策のあり方を提起し、批判的検討に委ねることが今日極めて重要になっていると確信している。

《注》

- 1 この時期、立命館大学の客員教授である明石康・元国際連合事務次長を中心とする朝鮮半島問題に関する専門家会議が、筆者が館長を務める国際平和ミュージアムで3次に渡って開催され、アメリカや韓国の専門家も参加して北朝鮮問題の危機を回避するための硬軟さまざまなシナリオが検討されていたことを思い起こす。
- 2 ブッシュ政権の核戦略の詳細については、安齋育郎「核抑止論の虚構とブッシュ政権の核兵器政策」『立命館平和研究』第4号、81頁—91頁(2003年)を参照されたい。

付記 この論説は、2003年11月23日、長崎市の主催で開催された「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」において報告した内容に加筆したものである(5の「日本の安全保障に関する提言」は新たに書き加えた)。本稿が発表されたセッションは、アメリカの核戦略批判を中心とするセッションであったが、筆者は、北東アジアの非核化を含む安全保障の問題を中心に論じることを要請された。

(筆者 立命館大学国際平和ミュージアム館長)